

令和3年度富山くすりフェア実施要領

1 趣旨

「富山のくすり」は江戸時代から300有余年の歴史と伝統を持ち、我が国の保健衛生の向上に大きな役割を果たしてきたばかりでなく、本県産業や文化の発展にも多大な貢献をしている。

本県基幹産業である「富山のくすり」について、県民や来県者等に広くPRし、一層の理解と認識を深めていただくため、くすりをテーマにした2つの体験型イベントを開催することとし、その準備・運営を行う委託業者を募集する。

2 業務委託の概要等

(1) 委託業務名

令和3年度富山くすりフェア

(2) 業務内容

別紙「令和3年度富山くすりフェア実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 委託費上限額

金5,500千円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記上限額は、契約時の予定額を示すものではありません。

(上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格が設定されます。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

(1) 単独企業

- ①提案を求める業務と同種又は類似の業務(イベント業務の運営等)を履行した業績を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ②富山県内に事務所を置く者であること。
- ③プロポーザル参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥会社再生法の規定による再生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦次のいずれにも該当しない者であること。

ア 取締役等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 取締役等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

（2）共同企業体

①各構成員が（1）①から⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること。

②共同企業体の代表者が、（1）②を満たしている者であること。

③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

④構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

⑤各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

⑥次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結日までに協定書の締結を予定していること。

ア目的	イ共同企業体の名称	ウ構成員の名称及び所在地	エ代表者の名称
オ代表者の権限	カ出資を伴う場合の構成員の出資比率	キ構成員の責任	
ク業務履行中における構成員の脱退に対する措置			
ケ業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置			
コ解散後の瑕疵担保責任	サ取引金融機関	シその他必要な事項	

4 企画提案の方法

（1）主なスケジュール

3月3日（水）	プロポーザル開始
3月3日（水）～3月15日（月）	質問受付
3月17日（水）	参加予定登録票提出期限
3月29日（月）	企画提案書提出期限
3月30日（火）	企画提案書審査（対面又はオンライン）
3月31日（水）以降	企画提案書採択決定・審査結果公表
4月1日（木）以降	契約締結

(2) 企画提案書提出予定の登録について

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により登録を行うこと。

- ・提出書類 「参加予定登録書（様式1）」「会社概要（様式2）」
- ・提出期限 令和3年3月17日（水）午後5時まで（必着）
- ・提出方法 持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

※FAX、電子メールによる提出の場合は、必ず電話での到達確認を行うこと。

- ・提出先 5の「問合せ先」に同じ

(3) 企画提案に関する質問

企画提案に関する質問については、下記のとおりとする。

- ・提出書類 「質問票（様式3）」
- ・提出期限 令和3年3月3日（水）～3月15日（月）午後5時まで（必着）
- ・提出方法 電子メール ※必ず電話での到達確認を行うこと。
- ・提出先 5の「問合せ先」に同じ

- ・回 答 令和3年3月16日（火）にFAX又は電子メールで回答

※いただいた質問への回答は、プロポーザル参加企業すべてに公開。

(4) 企画提案書の提出

提出する企画提案書は、下記のとおりとする。

①提出書類 各4部

- ・企画提案書（任意様式、A4版で10ページ以内（片面10枚、両面5枚））

※別紙「令和3年度富山くすりフェア業務委託仕様書」を参照のうえ提案すること。

- ・経費見積書（任意様式、A4縦で2ページ以内（（片面2枚、両面1枚）））

※本委託事業の実施に伴う全ての経費を算出し、見積書を提出すること。また、積算の内訳が具体的にわかるように記載すること。

- ・業務実施体制報告書（任意様式、A4縦で2ページ以内（（片面2枚、両面1枚）））

※責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など

※過去に実施した類似企画等の実績

②提出期限 令和3年3月29日（月）午後5時まで（必着）

③提出方法 持参又は郵送

④提出先 5の「問合せ先」に同じ

(5) 審査

- ① 対面又はオンラインにて、提案者からのプレゼンテーションを受け、ヒアリングを実施した上で、審査を行う。詳細については参加者に別途連絡する。

② 審査の観点

- ・事業の趣旨、目的に合った内容となっているか
- ・提案内容が優れているか
- ・業務を円滑に実施することができる体制となっているか

- ・事業の実施に向けた業務スケジュールは適切か
- ・見積金額は企画提案内容に対して適切か
- ・同種業務の実績は十分か

(6) 契約の締結

提出された企画提案書等の内容を審査し、事業の実施に適切な業者を委託候補者として選定し、委託候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴収し、内容を精査のうえ、契約を締結する。

(本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。)

(7) その他の留意事項

- ① 提案は、参加業者1社につき1案とする。
- ② 次に掲げる場合については、提案を無効とする。
 - ・所定の日時、場所、方法により提出しなかった場合
 - ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
 - ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ③ 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とし、また提出された書類は返却しない。
- ④ 委託先に選定された提案者の企画提案書及び委託業務により作成した成果物に係る著作権は、富山くすりフェア実行委員会に帰属するものとする。
- ⑤ 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、書面にて通知する。なお、選定の経緯、選定理由等に関する問合せには一切応じない。

5 問合せ先

富山くすりフェア実行委員会 担当 中島

〒930-0018 富山市千歳町1-4-1 (富山県薬業連合会内)

TEL : 076-432-2765 / FAX : 076-432-2767

E-mail: y.nakajima@toyama-kusuri.jp